

第 6 章

対象事業に係る環境影響を受ける範囲と
認められる地域

第6章 対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域

事業の実施により環境影響を受ける範囲と認められる地域は、環境要素の中で最も広範囲に影響が及ぶと考えられる景観影響（景観対策ガイドライン(案)より計算した結果、対象物から約4.6kmの範囲）を考慮し、図6-1に示すとおり、対象事業実施区域の外側約4.6kmを含む範囲（幅約10km）とした。

管轄する市町村は「山梨県南巨摩郡南部町」の1町である。

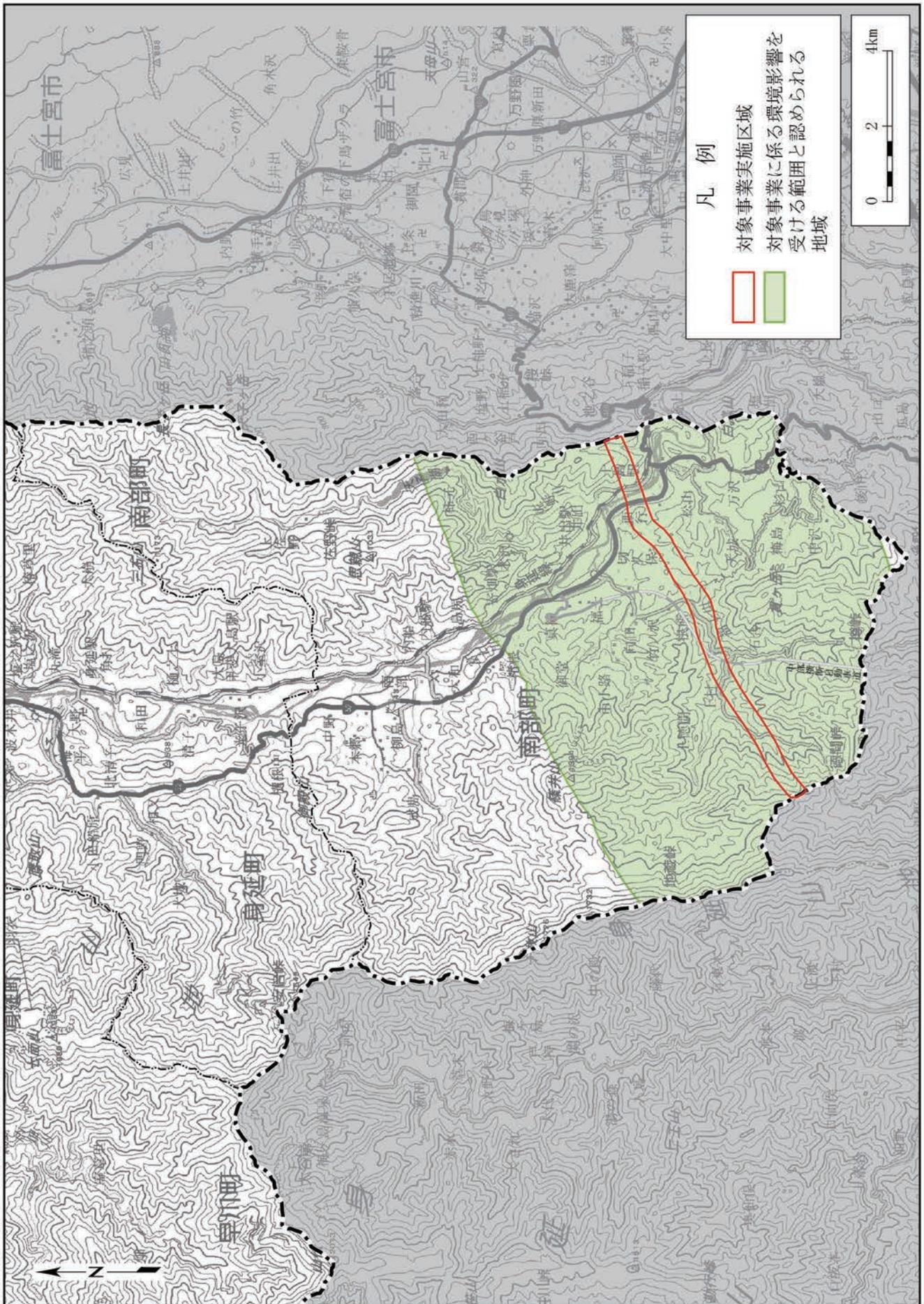


図6-1 対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域